

ISSUE BRIEF

たばこ規制をめぐる内外の動向

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 426 (JUL.25.2003)

はじめに

ヨーロッパにおけるたばこ規制の状況

- 1 たばこの販売に関する規制
- 2 広告活動に関する規制
- 3 健康に関する警告表示
- 4 公共の場所での喫煙規制
- 5 禁煙支援

日本におけるたばこ規制

- 1 現状
- 2 各分野の規制

たばこ規制枠組条約

- 1 条約合意までの動き
- 2 条約の概要
- 3 主要条項の概要
- 4 署名・批准状況

おわりに

付1 たばこ規制枠組条約の構成

付2 たばこ規制枠組条約に署名をおこなった国及び
地域的な経済統合のための機関(2003年7月24日現在)

社会労働課

たなか さとし
(田中 敏)

調査と情報

第 426 号

はじめに

2003年5月21日の世界保健総会において、「たばこ規制枠組条約」(Framework Convention on Tobacco Control)が採択された。同条約は、たばこによる健康被害²を減少させることを目的とした、世界保健機関(World Health Organization:以下WHOとする。)による公衆衛生分野で初めての条約である。

この条約作成過程において中心的な役割を果たしたヨーロッパ諸国においては、早くからたばこ対策が実行されており、その規制内容は条約の内容を先取りしているものも多い。

日本においても、2002年10月から東京都千代田区で施行された、いわゆる「歩きたばこ禁止条例³」が話題を集めるなど、喫煙問題への関心は高まっている。また、2003年5月から施行された健康増進法(平成14年8月2日法律第103号)に受動喫煙の防止義務が定められていることから、公共施設はもとより、交通機関や飲食店など、さまざまな空間において、分煙・喫煙禁止⁴への取り組みがおこなわれている。

本稿は、ヨーロッパ諸国のたばこ規制の取り組みを概観した後、日本の現状を述べ、最後に「たばこ規制枠組条約」の概要を紹介するものである。

ヨーロッパにおけるたばこ規制の状況

WHOのヨーロッパ支局では、各国での取り組みを促進するため、1987年から2001年まで、三次に渡り、たばこ規制に関する行動計画を策定している。2002年2月にワルシャワで開催された「たばこのないヨーロッパ」大臣会議において、第三次行動計画のレビューをおこなうとともに、2007年までの第四次の計画として「たばこ規制のためのヨーロッパ戦略⁵」の作成を決定した。2002年9月に公表された同戦略は、喫煙率の低下及びたばこ煙のない環境の保証を主要目標とし、各国が現行以上の対策をとるよう求めている。具体的な対策の分野は、価格及び課税、受動喫煙からの保護、広告規制、禁煙支援、若者のたばこ入手規制、不法取引規制など、枠組条約の内容とほぼ一致したものとなっている。

以下に、1997-2001年にかけての第三次行動計画のレビューである『たばこ規制政策に関する報告書⁶』の情報を基に、ヨーロッパ主要19ヶ国におけるたばこ規制政策の概況を紹介する。なお、規制状況は2001年12月時点のものである。

¹ 枠組条約とは、条約の基本となる部分のみを定めておき、詳細については附属書や議定書などに委ね、柔軟な対応を可能とするものである(栗林忠男『現代国際法』慶應義塾大学出版, 1999.11, p.54.)。気候変動枠組条約及びその京都議定書などの例がある。

² 喫煙を原因とする世界の推計死者数は、2000年において420万人とされ、2025-2030年には年間1000万人に達し、そのうち700万人は発展途上国での死者数と予測されている。WHO, *The Tobacco Atlas*, 2002, p.36.

³ 「安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例」指定された路上禁煙地区内の道路上で喫煙をした場合、2万円以下の過料となる(千代田区役所ホームページ <<http://www.city.chiyoda.tokyo.jp/tokusyuu/seikatu/jourei.pdf>>)。

⁴ 喫煙を禁止することの一般的な表現は「禁煙」であるが、本稿では喫煙習慣を止めることに「禁煙」の表現を用いたため、喫煙の禁止には「喫煙禁止」等の表現を用いた。

⁵ WHO Regional Office for Europe, *European strategy for tobacco control* <<http://www.euro.who.int/document/e77976.pdf>>

⁶ WHO Regional Office for Europe, *The European Report on Tobacco Control Policy : Review of implementation of the Third Action Plan for a Tobacco-free Europe 1997-2001* <<http://www.euro.who.int/document/tob/tobconf2002/edoc8.pdf>>

1 たばこの販売に関する規制

第三次行動計画では、2001年までに、自動販売機による販売をなくし、18歳未満に対するたばこ製品の入手を制限することを目標としていた。

各国の規制状況を見てみると(表1) たばこ製品の購入可能年齢については9ヶ国で制限を設けており、フィンランド、アイルランド、ノルウェー、ポーランド、ロシアで18歳、オーストリア、イタリア、スペイン、イギリスで16歳となっている。自動販売機での販売を禁止しているのはフランス、ノルウェー、ポーランド、ロシアの4ヶ国であり、客が手に取れるような商品陳列はフランス、イタリア、スウェーデンで禁止されている。郵便やインターネットによる通信販売はフランスで禁止されているが、規制をおこなっている国は少ない。

価格が安い若年者が入手しやすいたばこのバラ売りは13ヶ国で完全に禁止されているが、無料サンプル配布の完全禁止は7ヶ国にとどまっている。免税たばこ製品の規制は多くの国でおこなっているが、完全禁止はデンマークのみとなっている。

表1 様々な手段によるたばこ製品販売の禁止・規制(-はデータなし)

国名	年齢制限 (購入可能 年齢)	自動販売機 による販売	客が手に 取れるような 商品陳列	通信販売 (郵便・インタ ーネット)	たばこの バラ売り	免税 たばこ製品	無料 サンプル	小売業 免許制
オーストリア	16歳	規制なし	-	-	部分的規制	部分的規制	部分的規制	あり
ベルギー	なし	部分的規制	規制なし	規制なし	完全禁止	部分的規制	完全禁止	あり
デンマーク	なし	規制なし	規制なし	-	完全禁止	完全禁止	完全禁止	なし
フィンランド	18歳	部分的規制	部分的規制	規制なし	完全禁止	部分的規制	完全禁止	-
フランス	なし	完全禁止	完全禁止	完全禁止	完全禁止	部分的規制	完全禁止	あり
ドイツ	なし	自主協定	規制なし	規制なし	完全禁止	部分的規制	部分的規制	あり
ギリシャ	なし	-	-	-	完全禁止	部分的規制	部分的規制	あり
アイルランド	18歳	規制なし	規制なし	規制なし	完全禁止	部分的規制	完全禁止	なし
イタリア	16歳	規制なし	完全禁止	規制なし	完全禁止	部分的規制	完全禁止	あり
ルクセンブルク	-	-	-	-	-	部分的規制	-	-
オランダ	なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	部分的規制	規制なし	なし
ノルウェー	18歳	完全禁止	規制なし	部分的規制	部分的規制	規制なし	完全禁止	なし
ポーランド	18歳	完全禁止	規制なし	規制なし	完全禁止	規制なし	規制なし	あり
ポルトガル	なし	規制なし	規制なし	規制なし	完全禁止	部分的規制	部分的規制	なし
ロシア	18歳	完全禁止	規制なし	規制なし	完全禁止	規制なし	規制なし	なし
スペイン	16歳	部分的規制	規制なし	規制なし	規制なし	部分的規制	規制なし	あり
スウェーデン	なし	部分的規制	完全禁止	部分的規制	完全禁止	部分的規制	部分的規制	なし
スイス	なし	規制なし	自主協定	自主協定	規制なし	規制なし	規制なし	なし
イギリス	16歳	部分的規制	規制なし	規制なし	完全禁止	部分的規制	自主協定	なし

(出典) *The European Report on Tobacco Control Policy, Table5.*

2 広告活動に関する規制

第三次行動計画の目標は、2001年までに、たばこ製品の広告を完全に禁止することであった。たばこ広告は直接広告と間接広告の2種類に分けられ、前者はテレビ、雑誌、広告掲示板等で製品を宣伝するものであり、後者にはスポンサー活動やブランドシェアリング（たばこ製品と非たばこ製品のブランド名を共有すること）等が該当する。

(1) 直接広告

直接広告の規制状況を表2に示す。テレビ、ラジオでの広告はほとんどの国で禁止されている⁷。国内向け雑誌での広告は過半数の国で禁止されているが、国際的雑誌での広告を完全に禁止しているのはフランス、イタリア、ポーランドのみとなっている。広告掲示板での広告は11ヶ国で完全禁止となっているが、店頭広告に関しては完全禁止は5ヶ国で、部分的な規制になっている国が多い。すべての直接広告に対して禁止又は規制を行っているのはベルギー、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、ノルウェーの6ヶ国で、デンマーク、フィンランド、ポルトガル、スウェーデン、スイスの5ヶ国でも、国際的雑誌を除くすべての直接広告を禁止又は規制している。

表2 たばこ製品の直接広告に関する規制（-はデータなし）

国名	全国放送 テレビ	ケーブル テレビ	全国放送 ラジオ	国内向け 雑誌・新聞	国際的 雑誌・新聞	広告掲示板・ 屋外壁面	店頭広告	映画館
オーストリア	完全禁止	完全禁止	完全禁止	規制なし	-	規制なし	部分的規制	完全禁止
ベルギー	完全禁止	完全禁止	完全禁止	完全禁止	部分的規制	完全禁止	部分的規制	完全禁止
デンマーク	完全禁止	完全禁止	完全禁止	完全禁止	規制なし	完全禁止	完全禁止	完全禁止
フィンランド	完全禁止	完全禁止	完全禁止	完全禁止	規制なし	完全禁止	完全禁止	完全禁止
フランス	完全禁止	完全禁止	完全禁止	完全禁止	完全禁止	完全禁止	部分的規制	完全禁止
ドイツ	完全禁止	完全禁止	完全禁止	規制なし	規制なし	自主協定	規制なし	規制なし
ギリシャ	完全禁止	完全禁止	完全禁止	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし
アイルランド	完全禁止	完全禁止	完全禁止	完全禁止	部分的規制	完全禁止	部分的規制	完全禁止
イタリア	完全禁止	完全禁止	完全禁止	完全禁止	完全禁止	完全禁止	完全禁止	完全禁止
ルクセンブルク	完全禁止	-	完全禁止	完全禁止	部分的規制	完全禁止	完全禁止	完全禁止
オランダ	完全禁止	完全禁止	完全禁止	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	自主協定
ノルウェー	完全禁止	部分的規制	完全禁止	完全禁止	部分的規制	完全禁止	完全禁止	完全禁止
ポーランド	完全禁止	完全禁止	完全禁止	完全禁止	完全禁止	完全禁止	部分的規制	完全禁止
ポルトガル	完全禁止	完全禁止	完全禁止	完全禁止	規制なし	完全禁止	部分的規制	完全禁止
ロシア	完全禁止	完全禁止	部分的規制	部分的規制	規制なし	規制なし	規制なし	部分的規制
スペイン	完全禁止	完全禁止	部分的規制	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし
スウェーデン	完全禁止	完全禁止	完全禁止	完全禁止	規制なし	完全禁止	部分的規制	完全禁止
スイス	完全禁止	完全禁止	完全禁止	部分的規制	規制なし	部分的規制	部分的規制	部分的規制
イギリス	完全禁止	完全禁止	部分的規制	自主協定	規制なし	自主協定	自主協定	自主協定

(出典) The European Report on Tobacco Control Policy, Table6.

⁷ EU加盟国では、1989年の指令（テレビ放送活動に関する指令（89/552/EEC））により、たばこ製品のテレビ広告は禁止されている。その他の広告の禁止を目的とした指令（98/43/EC）は2000年の欧州裁判所の判決により無効となったが、2003年5月の新たな広告規制指令（2003/33/EC）により、2005年7月までに印刷物・インターネット・ラジオでの広告、スポンサー活動が禁止されることになる。

なお、イギリスでは 2002 年 11 月に成立した「たばこ広告及び販売促進の規制に関する法律⁸」により、2003 年 2 月から広告掲示板、新聞、雑誌、ダイレクトメール等での広告が禁止されている。店頭広告も 2003 年中に禁止される予定である。

(2) 間接広告

間接広告の規制状況(表 3)は、直接広告に比較すると弱くなっており、すべての間接広告を完全に禁止しているのはフィンランド、ノルウェーの 2 ヶ国のみである。

たばこブランド名によるスポンサー活動は、デンマーク、フィンランド、フランス、ノルウェー、ポーランド、ポルトガルの 6 ヶ国で禁止されており、その他 7 ヶ国でも規制が行われている。ブランド名の共有(ブランドシェアリング)は、フィンランド、アイルランド、ノルウェー、ポーランドの 4 ヶ国で完全に禁止されている。

表 3 たばこ製品の間接広告に関する規制(-はデータなし)

国名	テレビや映画でたばこ製品を見せること	たばこブランド名によるスポンサー活動	ブランドシェアリング		ダイレクトメールによる無料配布	販売促進のための割引
			たばこのブランド名を非たばこ製品に使用すること	非たばこ製品のブランド名をたばこに使用すること		
オーストリア	規制なし	部分的規制	規制なし	規制なし	-	完全禁止
ベルギー	完全禁止	部分的規制	規制なし	規制なし	完全禁止	完全禁止
デンマーク	部分的規制	完全禁止	部分的規制	完全禁止	完全禁止	完全禁止
フィンランド	完全禁止	完全禁止	完全禁止	完全禁止	完全禁止	完全禁止
フランス	完全禁止	完全禁止	部分的規制	完全禁止	完全禁止	完全禁止
ドイツ	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	完全禁止	完全禁止
ギリシャ	完全禁止	規制なし	規制なし	-	-	部分的規制
アイルランド	自主協定	部分的規制	完全禁止	完全禁止	完全禁止	完全禁止
イタリア	完全禁止	部分的規制	規制なし	規制なし	-	完全禁止
ルクセンブルク	-	部分的規制	完全禁止	-	-	-
オランダ	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	完全禁止
ノルウェー	完全禁止	完全禁止	完全禁止	完全禁止	完全禁止	完全禁止
ポーランド	完全禁止	完全禁止	完全禁止	完全禁止	規制なし	規制なし
ポルトガル	完全禁止	完全禁止	完全禁止	規制なし	-	完全禁止
ロシア	部分的規制	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし
スペイン	完全禁止	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし
スウェーデン	部分的規制	部分的規制	規制なし	規制なし	完全禁止	部分的規制
スイス	-	部分的規制	規制なし	-	部分的規制	規制なし
イギリス	部分的規制	自主協定	規制なし	規制なし	自主協定	自主協定

(出典) The European Report on Tobacco Control Policy, Table7.

なお、イギリスでは前出の「たばこ広告及び販売促進の規制に関する法律」により、間接広告に関しても規制が導入されている。2003 年 7 月から国内でのスポンサー活動が禁止され、今後 2005 年までの間に、ブランドシェアリング及び国際的スポンサー活動が禁止される予定となっている。

⁸ Tobacco Advertising and Promotion Act 2002 c.36. 正式名は An Act to control the advertising and promotion of tobacco products; and for connected purposes.

3 健康に関する警告表示

第三次行動計画での目標は、2001年までに健康警告がたばこ製品の包装の前面及び後面のそれぞれ20%以上を占めるようにすること、2005年までに紙巻きたばこ1本あたりのタールとニコチンの最大含有量をそれぞれ12mgと1mgにすること、の2つであった。

警告表示はすべての国で必要とされており、表示位置、表示面積、色やコントラスト、文字の大きさ、文章の内容及び種類等についての規定も、ほぼすべての国で設けられている(表4)。表示面積は10%以下の国が多く、目標とされた20%は達成できていないが、2001年のEU指令⁹(2001/37/EEC)により、警告表示は拡充される。

たばこ製品の成分に関しては、オランダを除くすべての国で、ニコチン及びタールの量を規定しているが、添加物、一酸化炭素、phについての規制がある国は少ない。

表4 健康警告、成分表示に関する規制(規制あり、×規制なし、-データなし)

国名	健康警告							成分の分析					規制対象となる成分				成分情報の開示先	
	表示位置	表示面積(*)	色、コントラスト、文字の大きさ	文章の内容	文章の種類	言語	たばこ広告での健康警告	製品	煙	ニコチン	タール	添加物	一酸化炭素	ph	政府	製品の包装	広告	
オーストリア	○	4%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	
ベルギー	○	8%	×	○	○	○	○	○	×	○	○	×	-	-	×	×	×	
デンマーク	○	○	○	○	○	○	(広告禁止)	○	-	○	○	-	×	-	○	×	-	
フィンランド	○	6%	○	○	○	○	(広告禁止)	○	○	○	○	×	×	×	○	○	-	
フランス	○	4%	×	○	○	×	(広告禁止)	×	○	○	○	○	×	×	-	○	-	
ドイツ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	
ギリシャ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	×	-	○	○	×	
アイルランド	○	4%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×	
イタリア	○	4%	○	○	○	○	(広告禁止)	○	×	○	○	×	×	×	-	○	-	
ルクセンブルク	○	6%	○	×	○	○	(広告禁止)	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	
オランダ	○	4%	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
ノルウェー	○	○	○	○	○	○	(広告禁止)	○	×	○	○	×	×	×	○	×	-	
ポーランド	○	30%	○	○	○	○	(広告禁止)	○	○	○	○	×	-	×	○	○	×	
ポルトガル	○	4%	○	○	○	○	(広告禁止)	○	-	○	○	×	×	×	×	×	-	
ロシア	○	4%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	×	
スペイン	○	4%	○	○	○	○	×	○	×	○	○	×	×	×	○	○	○	
スウェーデン	○	4%	○	○	○	○	(広告禁止)	○	○	○	○	○	○	×	○	○	-	
スイス	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	×	×	×	○	○	×	
イギリス	○	6%	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	

(出典) WHO European Country Profiles on Tobacco Control 2001 p.16, 28, 48, 56, 60, 68, 72, 84, 92, 112, 120, 124, 132, 144, 156, 160, 164, 188. より作成

(*)表示面積に関して、規制の具体的な数値のデータがない国は「 」で表示している。

⁹ たばこ製品の製造及び販売に関する指令(2001/37/EEC)

2003年までに、最も目立つ面の面積の30%以上を使って一般的な警告を表示し、他の面の40%以上には文言を入れ替えながら追加の警告を表示するよう義務づけている。また、他の製品よりも害が少ないかのように思わせるような「低タール」「ライト」「マイルド」等の用語の使用禁止にすることも規定している。

4 公共の場所での喫煙規制

第三次行動計画では、2001年までに、職場、すべての公共建物及び公共交通機関において、受動喫煙をなくすことを目標としていた。

各国での規制状況を見ると（表5）、医療施設、教育施設、行政機関、劇場・映画館での喫煙は多くの国において禁止又は規制されている一方、レストランやパブ・バーなど、利用者が選択できる場所については、規制をおこなっている国は半分程度となっている。

医療施設及び教育施設を両方とも喫煙禁止にしているのは、ベルギー、フィンランド、ギリシャ、イタリア、ルクセンブルク、ポーランド、ロシア、スペイン、スウェーデンの9ヶ国であり、そのうちイタリア、フィンランド、ポーランド、ロシア、スウェーデンでは、行政機関でも喫煙禁止となっている。屋内の職場での喫煙を完全に禁止しているのは、フィンランド、ポーランド、ロシア、スウェーデンの4ヶ国である。

表5 公共の場所での喫煙に関する規制（-はデータなし）

国名	医療施設	教育施設	行政機関	レストラン	パブ・バー	屋内の職場・オフィス	劇場・映画館
オーストリア	部分的規制	部分的規制	部分的規制	規制なし	規制なし	部分的規制	完全禁止
ベルギー	完全禁止	完全禁止	部分的規制	部分的規制	部分的規制	部分的規制	完全禁止
デンマーク	部分的規制	部分的規制	部分的規制	規制なし	規制なし	部分的規制	規制なし
フィンランド	完全禁止	完全禁止	完全禁止	部分的規制	部分的規制	完全禁止	完全禁止
フランス	部分的規制	部分的規制	部分的規制	部分的規制	部分的規制	部分的規制	部分的規制
ドイツ	規制なし	部分的規制	部分的規制	規制なし	規制なし	部分的規制	部分的規制
ギリシャ	完全禁止	完全禁止	部分的規制	規制なし	規制なし	部分的規制	完全禁止
アイルランド	部分的規制	部分的規制	部分的規制	部分的規制	規制なし	部分的規制	部分的規制
イタリア	完全禁止	完全禁止	完全禁止	規制なし	規制なし	部分的規制	完全禁止
ルクセンブルク	完全禁止	完全禁止	-	-	-	-	完全禁止
オランダ	部分的規制	部分的規制	部分的規制	規制なし	規制なし	部分的規制	規制なし
ノルウェー	部分的規制	部分的規制	部分的規制	部分的規制	部分的規制	部分的規制	完全禁止
ポーランド	完全禁止	完全禁止	完全禁止	部分的規制	部分的規制	完全禁止	完全禁止
ポルトガル	部分的規制	部分的規制	部分的規制	規制なし	規制なし	部分的規制	完全禁止
ロシア	完全禁止	完全禁止	完全禁止	規制なし	規制なし	完全禁止	完全禁止
スペイン	完全禁止	完全禁止	部分的規制	規制なし	規制なし	部分的規制	完全禁止
スウェーデン	完全禁止	完全禁止	完全禁止	部分的規制	部分的規制	完全禁止	完全禁止
スイス	自主協定	自主協定	部分的規制	規制なし	規制なし	部分的規制	規制なし
イギリス	規制なし	規制なし	規制なし	自主規制	自主規制	規制なし	規制なし

（出典）The European Report on Tobacco Control Policy, Table8.

なお、ノルウェーでは2003年4月に「たばこの有害影響防止に関する法律」¹⁰が改正され、レストラン、カフェ、バー、パブ、ディスコ等の飲食を提供する施設での喫煙が2004年春から全面的に禁止される。この法律は、従業員を受動喫煙から保護することを主たる目的としており、労働監督機関による査察が行われる¹¹。

¹⁰Act No.14 of 9 March 1973 relating to Prevention of the Harmful Effects of Tobacco
<<http://odin.dep.no/hd/engelsk/regelverk/p20042245/042041-990030/index-dok000-b-n-a.html>>

¹¹ WHO, Tobacco Control Legislation, 2003, p.179.

5 禁煙支援

禁煙支援策には、医療関係者への教育、治療用医薬品の普及、治療費減額措置等が含まれる（表 6）。第三次行動計画での目標は、2001 年までに、医療関係者のための、標準化された禁煙技術の訓練プログラムを導入することであった。

禁煙支援のために医療関係者や医学生を訓練・教育しようとしている国は多く、フランス、ドイツ、イギリスでは、医療関係者向けに禁煙支援のための特別訓練プログラムが作成されている。イギリスでは、科学的根拠に基づいた治療ガイドラインが作成されており、国内の医学団体からも認められている。

ニコチン代替療法（Nicotine Replacement Therapy: NRT）製品は多くの国で入手可能であるが、ブプロピオン（ニコチン非含有の禁煙補助薬）については処方箋が必要となっている。治療を促進するための治療費減額等の措置については、イギリスとフランスで NRT 製品とブプロピオンについて薬剤費の償還制度を導入しており、同様の制度を試行している国もあるが、多くの国では実行されていない。また、イギリスとフランスでは、たばこ規制政策の一環として、クリニックを含む各種の禁煙支援策に対し公共の資金が投入されている。

表 6 禁煙を支援するための措置（- はデータなし）

国名	医療関係者 や医学生へ の教育	禁煙 クリニック	常設 電話 相談	治療費減額 措置	医薬品等による治療法	
					処方箋がある場合のみ 入手可能なもの	処方箋がなくても 薬局で入手可能なもの
オーストリア	あり	あり	あり	なし	ブプロピオン、点鼻薬	その他のNRT製品
ベルギー	-	-	-	-	ブプロピオン、ニコチンパッチ	なし
デンマーク	あり	あり	あり	あり	ブプロピオン	あり
フィンランド	-	あり	-	-	ブプロピオン、点鼻薬	その他のNRT製品
フランス	あり	あり	あり	あり	なし	あり
ドイツ	あり	-	あり	-	ブプロピオン、吸入器	あり
ギリシャ	あり	あり	なし	なし	あり	ニコチンガム、ニコチンパッチ
アイルランド	あり	あり	あり	なし	ブプロピオン、点鼻薬、吸入器	ニコチンガム、ニコチンパッチ
イタリア	あり	-	あり	-	ブプロピオン	その他のNRT製品
ルクセンブルク	-	-	-	-	-	-
オランダ	あり	なし	あり	あり	ブプロピオン	その他のNRT製品
ノルウェー	-	-	-	なし	ブプロピオン、点鼻薬、吸入器	ニコチンガム、ニコチンパッチ
ポーランド	あり	あり	あり	あり	ブプロピオン	ニコチンガム、ニコチンパッチ
ポルトガル	なし	あり	なし	なし	ブプロピオン	その他のNRT製品
ロシア	あり	あり	なし	なし	あり	あり
スペイン	あり	あり	-	-	ブプロピオン	あり
スウェーデン	あり	あり	あり	なし	ブプロピオン、点鼻薬	その他のNRT製品
スイス	あり	あり	あり	なし	ブプロピオン、吸入器	あり
イギリス	あり	あり	あり	あり	ブプロピオン	その他のNRT製品

（出典）The European Report on Tobacco Control Policy, Table9. 及び

WHO European Country Profiles on Tobacco Control 2001 より作成

日本におけるたばこ規制

1 現状

日本における喫煙率は 24.4%¹²（男性 45.9%、女性 9.9%）であり、ここ数年で減少傾向にあるものの、男性の喫煙率は依然として他の先進諸国よりも高い数値となっている。自動販売機での販売や健康に関する警告表示等のたばこ対策への取り組みの遅れから「たばこ後進国」¹³との指摘もなされている。

2 各分野の規制

（1）入手規制（自動販売機等）

1989年のたばこ事業法施行規則の改正により、店舗併設でない自動販売機は設置を許可しないことができるとされたが、それ以降も台数は増加し、2002年末では全国で約63万台¹⁴の自動販売機が設置されている。1996年以降、販売業界団体の自主規制により屋外販売機の深夜時間帯（午後11時から午前5時）の稼働は停止されているが、依然として自動販売機は未成年者の主要なたばこ入手場所となっている¹⁵。2000年の未成年者喫煙禁止法改正により罰則が強化されたこともあり、自動販売機での未成年に対する販売をなくすために、日本たばこ協会等が中心となり、2003年からICカードによる年齢識別装置¹⁶の導入を開始し、2008年に全面的に切り替えが完了する予定となっている。

（2）健康警告

たばこ事業法第39条で、たばこ製品には「たばこの消費と健康との関係に関して注意を促すための」文言を表示しなければならないと規定されており、同法施行規則第36条で、「あなたの健康を損なうおそれがありますので吸いすぎに注意しましょう」という文言が定められている。1989年以降使用されているこの文言は、たばこの有害性を強調している諸外国の表示と比較して内容が弱すぎるとの指摘がなされており、財務省の財政制度審議会での検討をへて、「肺がん」「心筋梗塞」等の具体的な病名を含む表現に変更されることとなった¹⁷。

¹² 厚生労働省『国民栄養の現状 平成13年国民栄養調査結果』。なお、日本たばこ産業（JT）の調査では、喫煙率は30.9%（男性49.1%、女性14.0%）（2002年「全国たばこ喫煙者率調査」JTプレスリリース2002.10.24 <<http://www.jti.co.jp/News/02/NR-no21/no21.html>>）。

¹³ 「健康か権益か たばこ後進国 問われる日本」『読売新聞』2003.3.18。

¹⁴ 629,100台。全自動販売機数5,527,400台の11.4%を占めている。約760万台の自動販売機があるアメリカでは、たばこ自動販売機数は154,000台で、全体に占める割合は約2%である（2001年末）（日本自動販売機工業会ホームページ<<http://www.jvma.or.jp/>>）。

¹⁵ 2000年に行われた調査で、喫煙経験のある中高生の71.1%が購入場所として自動販売機を回答している（複数回答）。総務庁青少年対策本部『青少年とタバコ等に関する調査研究報告書』（2001.1）

¹⁶ 「識別システム運営センター」が成人のみにICカードを発行し、カード読取装置を自動販売機に搭載することにより未成年者にはたばこを売らない仕組み（日本自動販売機工業界ホームページ <http://www.jvma.or.jp/needs/needs_misei_tabac.html>）。

¹⁷ 「たばこの包装 病名明記へ」『朝日新聞』2003.7.1。

肺がん、心筋梗塞、脳卒中及び肺気腫への影響に加え、妊婦の喫煙、受動喫煙、依存、未成年者の喫煙についての文言が検討されている（「財政制度等審議会たばこ事業等分科会資料（2003年7月1日）」財務省ホームページ<<http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/siryou/tabakoa150701.htm>>）。

(3) 広告規制

たばこ事業法第40条に、広告は、未成年者の喫煙防止及び健康への影響を配慮し、過度にわたらないよう努めるとの規定がある。日本たばこ協会では、1985年4月以降、広告、販売促進活動に関する自主規準を設けており、1998年4月以降は以下のような自主規準が採用されている¹⁸。

テレビ、ラジオ、シネマ、屋外TVボード、インターネットによる製品広告は行わない。

見本たばこの配布は、販売店頭やレストラン、イベント会場等に限定し、街頭では行わない。

未成年者を対象とする製品広告・販売促進活動は行わない。学校付近の屋外看板では広告を行わない。

女性の喫煙ポーズを製品広告に用いない。女性向けの新聞及び雑誌においては、製品広告を行わない。

広告物に未成年者の喫煙禁止文言、健康注意文言等を明瞭に表示する。

包装に、注意文言、タール・ニコチン量に加えて、喫煙マナー文言を明瞭に表示する。

(4) 受動喫煙防止

1996年3月の「公共の場所における分煙のあり方検討会報告書」(厚生省)において、公共の場所での分煙の必要性が指摘されていたが、2003年5月1日より施行された健康増進法により、交通機関や飲食店、宿泊施設等を含む公共の空間¹⁹において、管理者が受動喫煙を防止するための対策に努めるよう義務づけられた。また、職場での喫煙についても、同年5月に厚生労働省の「職場における喫煙対策のためのガイドライン²⁰」が1996年以来7年ぶりに見直され、煙の漏れない喫煙室の設置及び煙の屋外排出など、徹底した分煙対策を推奨している。

(5) 禁煙支援

禁煙支援をおこなう医療機関(禁煙外来)は全国で200ヶ所以上開設されており²¹、医師のカウンセリングに加え、ニコチンガム、ニコチンパッチ等を用いたニコチン代替療法が用いられている。禁煙外来は保険適用外の自由診療としておこなわれており、治療費・薬剤費ともに患者負担となっている。ニコチンガムは2001年9月から一般市販薬となり、薬局での購入も可能となった。スプレー形態のニコチン代替療法剤や、外国で使用されているブプロピオン(ニコチン非含有の禁煙補助薬)は承認されていない。

¹⁸健康・体力づくり事業財団「たばこと健康」<<http://www.health-net.or.jp/tobacco/policy/pc530000.html>>

¹⁹健康増進法第25条の対象は、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設」となっている。「その他の施設」には、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設等多数の者が利用する施設を含み、鉄軌道車両、バス及びタクシー車両、航空機、旅客船なども「その他の施設」に含まれる。厚生労働省健康局長通知 健発第0430003号(2003年4月30日)<<http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/houkoku/judou.html>>

²⁰厚生労働省ホームページ<<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/05/h0509-2a.html>>

²¹中村正和「医療機関(禁煙外来を含む)での指導の実際」『日本医師会雑誌』第127巻第7号, 2002.4.1, p.1027.

たばこ規制枠組条約

1 条約合意までの動き

WHO は 1970 年以來、たばこ規制に関して 18 の決議をおこなってきた。しかし、「決議は、たばこの貿易、販売及び消費による、健康への脅威に対して効果的に対応するには充分ではない²²」との観点から、また、喫煙に明確な反対姿勢を示す元ノルウェー首相のブルントラント氏²³が事務局長に就任したこともあり、1999 年 5 月の世界保健総会において、たばこ規制枠組条約の採択を 2003 年 5 月までに目指すことを全会一致で議決した。その決定にしたがい、2000 年 10 月の第 1 回交渉から 2003 年 2 月の最終交渉までに 6 回の多国間交渉がおこなわれ、2003 年 3 月 1 日に条約案が合意された。

2 条約の概要

「たばこ消費及びたばこ煙暴露は、死亡、疾病及び障害の原因となることが科学的に証明されている」(前文)とし、たばこ消費を削減するため、締約各国がたばこ規制対策を実行するための枠組を提供することにより、たばこによる「健康、社会、環境及び経済への破壊的な影響から現在と将来の世代を保護する」(第 3 条)ことを目的としている。

指針原則として、たばこによる健康への影響についての情報の周知、技術、知識及び資金面での国際協力の重要性、たばこ消費削減措置の必要性等を明記し、たばこ対策には強い政治的コミットメントが必要であるとしている。また、締約各国に対し、包括的なたばこ規制の計画の作成とその評価を義務づけ、その実行のための仕組みを導入するよう求めている。

3 主要条項の概要(条約の構成は末尾の付 1 を参照。)

以下、締約国がとるべき措置等について規定している主な条項について、概要を紹介する。

たばこ需要削減のための価格及び課税措置(第 6 条)

価格及び課税措置が、特に若者のたばこ消費を削減するための効果的で重要な手段であることを認識し、健康目標を考慮に入れた価格及び課税措置をとる。たばこ消費削減を目的とした課税及び価格政策、免税たばこ製品の禁止又は規制等の措置をとることができる。

たばこ煙暴露からの保護(第 8 条)

たばこ煙暴露(受動喫煙)は死亡、疾病及び障害の原因となることが科学的に証明されていることを認識し、職場、公共交通機関、屋内公共施設及びその他の公共の場所において、たばこ煙からの保護のための対策をとる。

たばこ製品の成分の規制(第 9 条)

締約国会議において、たばこ製品の成分を測定し規制するためのガイドラインを作成する。

たばこ製品に関する情報開示の規定(第 10 条)

たばこ製品の製造業者及び輸入業者に対し製品の成分情報を政府機関へ報告するよう求め、製品に含まれる有害物質についての情報を国民に開示するための措置をとる。

²² WHO, *Framework convention on tobacco control: a primer*
<http://whqlibdoc.who.int/hq/2003/WHO_NCD_TFI_99.8_Rev.7.pdf>

²³ 医師でもあるブルントラント氏(Dr. Gro Harlem Brundtland)の任期は 1998 年 7 月から 2003 年 7 月まで。

たばこ製品の包装及び表示（第 11 条）

国内法の範囲で、条約発効から 3 年以内に以下の措置をとる。

- ・たばこ製品の性質や健康への影響等について誤った印象を与えかねない表記を禁止する。規制対象には、「マイルド」「ライト」「スーパーライト」等の表現を含むことができる。
- ・製品包装の主な表示領域の 30%以上（できれば 50%以上）を使って、たばこの有害性についての警告を表示する。警告文は、権限を持つ国の組織の認可を受けたもので、複数の文言を交代で使用する。大きくはっきりと読みやすいものとし、絵や写真等を含むこともできる。

教育、コミュニケーション、訓練及び啓発（第 12 条）

喫煙の中毒性や受動喫煙についての情報など、健康リスクに関する情報を広めるため、医療関係者や教育者等に対する訓練を実施し、人々がたばこ健康に関する情報を得られるようにする。たばこ規制計画作成の際には国民、民間団体、非政府組織（NGO）も参加する。

たばこ広告、販売促進活動及びスポンサー活動（第 13 条）

たばこ製品の広告の包括的禁止がたばこ消費を削減するであろうということを認識し、すべてのたばこ広告、販売促進活動、スポンサー活動を、条約発効後 5 年以内に禁止する。憲法上の制約により包括的な禁止ができない国は、規制を強化する。国境を越える広告活動の禁止については、適切な措置をとるための議定書の作成を検討する。

たばこ依存及び禁煙に関する需要削減のための措置（第 14 条）

科学的根拠に基づいたガイドラインを作成し、禁煙促進と依存治療のための効果的な措置をとる。たばこ依存の診断・治療法及び禁煙支援のカウンセリングを国の健康計画に取り入れ、教育施設や医療施設等で禁煙促進プログラムをおこなうよう努める。

たばこ製品の不法取引（第 15 条）

密輸や偽造等の不法取引をなくすため、国際的協定とともに国内法を整備する。製品の包装に製造元や流通経路等が判別するような情報を表示し、製品の流れを監視、記録、管理できるような措置をとる。

未成年に対する販売及び未成年による販売（第 16 条）

未成年へのたばこ製品の販売を禁止するための措置をとる。年齢確認の実行、商品棚等の直接手に取れる場所での陳列禁止、未成年によるたばこの自動販売機の利用禁止等を含めることができる。自動販売機の新設禁止又は完全禁止について宣言することができる。

法的責任（第 19 条）

各締約国は、たばこ規制の目的のために、刑事・民事の法的責任に対して、場合によっては賠償請求も含めた、法的措置をとることを検討する。

報告及び情報交換（第 21 条）

各締約国は、締約国会議に対して、条約の履行度合いを定期的に報告する。報告内容は、条約履行のために実行した措置、実行の障害要因及びその対策、具体的な規制内容（たばこ税率、広告規制等）等を含む。

締約国会議（第 23 条）

締約国会議が設立され、第 1 回会議は条約発効より 1 年以内に開催される。締約国会議では、情報交換の促進、政策や計画の立案及び評価、締約国から提出された報告書の検討、財源の調整等とともに、条約に対する改正案、附属書、議定書等を採択する。また、他の国連機関や多国間組織、非政府組織（NGO）とも協力をおこなう。

財源（第 26 条）

各締約国は、条約の目的達成のために、国内計画、優先順位等を考慮して、国内活動に対する財政支援をおこなう。また、発展途上及び経済移行期の締約国に対して、二国間及び多国間協力等の方式で、たばこ規制のための支援をおこなう。

留保（第 30 条）

この条約に対しては、いかなる留保も認められない。

4 署名・批准状況

条約は、2003 年 6 月 16 日から 22 日まではジュネーブの WHO 本部で、その後 6 月 30 日から 2004 年 6 月 29 日まではニューヨークの国連本部で、署名のために開放されている。2003 年 7 月 24 日現在で、46 ヶ国及び EU が署名している（国名は末尾の付 2 を参照）。

条約の発効は、40 の国及び地域的な経済統合のための機関が批准（又は受諾、承認、正式確認、加入）した日から 90 日目の日となる。現時点までのところ、ノルウェーが 6 月 16 日に署名とともに受諾をおこなっている。

おわりに

たばこ規制枠組条約は署名開始後の 1 週間で 40 ヶ国及び EU の署名がなされる²⁴など各国の関心は高く、早期の発効が見込まれている。条約内容は当初の案に比較すると規制の度合いが弱くなっており、骨抜きであるとの指摘もあるが、たばこが世界的な健康課題として認識され、規制へ向けての国際的な合意がなされたことの意義は大きい。特に、たばこによる健康被害の増大の予測される途上国にとっては、たばこ対策を導入・施行する上で重要な役割を果たすと思われる。また、条約では条項で規定された内容以上の措置をとることを奨励しており、既に対策を始めている国々においても、取り組みが強化されるものと考えられる。

日本においても、たばこ規制対策が進展しつつある。厚生科学審議会が 2002 年 12 月に発表した「今後のたばこ対策の基本的考え方について²⁵」では、たばこの健康への悪影響を減らすため、枠組条約を十分認識した上で、喫煙率の低下、消費の抑制への対策を充実させるべきであるとしている。具体的対策としては、厚生労働省の「健康日本 21²⁶」でのたばこに関する目標（喫煙の健康への影響に関する知識の普及、未成年者の喫煙をなくすこと、公共の場での分煙の徹底、禁煙支援プログラムの拡大）への取り組みのほか、たばこ価格の引き上げにも言及している。一方、財務省は、健康へのリスク情報を提供した上での選択であれば、一律に消費削減を求めるべきではない²⁷との立場であるが、たばこ包装の健康警告の文言改定に続き、たばこ広告の規制を強化する方針であり²⁸、条約批准に向けた取り組みが開始されている。

²⁴WHO ホームページより< <http://www.who.int/mediacentre/notes/2003/np16/en/>>

²⁵ 厚生労働省ホームページ<<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/12/s1225-6a.html>>

²⁶ 2000-2010 年の期間における健康目標を定め、健康づくりに関する意識の向上と取り組みを促すもの（健康日本 21 ホームページ<<http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/about/kakuron/index.html>>）。

²⁷ 「喫煙と健康の問題等に関する中間報告」2002.10.10.財政制度等審議会

²⁸ 「たばこ広告規制強化」『日本経済新聞夕刊』2003.7.14.によると、財務省は 2004 年春をめどに、現在自主規制となっているテレビ・ラジオ・インターネットなどでの広告を法的に禁止し、現在規制のない電車・バスなどの車内での広告も禁止する方針である。スポンサー活動の規制についても検討されている。

<付1> たばこ規制枠組条約の構成

第 部 序

- 第 1 条 用語の定義
- 第 2 条 この条約と他の協定及び法的文書との関係

第 部 目的、指針原則及び一般的義務

- 第 3 条 目的
- 第 4 条 指針原則
- 第 5 条 一般的義務

第 部 たばこ需要削減に関する措置

- 第 6 条 たばこ需要削減のための価格及び課税措置
- 第 7 条 たばこ需要削減のための非価格措置
- 第 8 条 たばこ煙暴露からの保護
- 第 9 条 たばこ製品の成分の規定
- 第 10 条 たばこ製品に関する情報開示の規定
- 第 11 条 たばこ製品の包装及び表示
- 第 12 条 教育、コミュニケーション、訓練及び啓発
- 第 13 条 たばこ広告、販売促進及びスポンサー活動
- 第 14 条 たばこ依存及び禁煙に関する需要削減措置

第 部 たばこ供給削減に関する措置

- 第 15 条 たばこ製品の不法取引
- 第 16 条 未成年に対する販売及び未成年による販売
- 第 17 条 経済的に自立できる代替活動への支援の提供

第 部 環境保護

- 第 18 条 環境及び人々の健康の保護

第 部 法的責任に関する問題

- 第 19 条 法的責任

第 部 科学的及び技術的協力並びに 情報交換

- 第 20 条 研究、調査及び情報交換
- 第 21 条 報告及び情報交換
- 第 22 条 科学的、技術的及び法的分野での
協力並びに関連する専門知識の提供

第 部 組織構成及び財源

- 第 23 条 締約国会議
- 第 24 条 事務局
- 第 25 条 締約国会議及び政府間組織の関係
- 第 26 条 財源

第 部 紛争の解決

- 第 27 条 紛争の解決

第 部 条約の発展

- 第 28 条 条約の改正
- 第 29 条 附属書の採択及び改正

第 部 最終条項

- 第 30 条 留保
- 第 31 条 撤回
- 第 32 条 投票権
- 第 33 条 議定書
- 第 34 条 署名
- 第 35 条 批准、受諾、承認、正式確認又は
加入
- 第 36 条 発効
- 第 37 条 受託者
- 第 38 条 正式文書

(出典) WHO ホームページ<http://www.who.int/tobacco/fctc/text/en/fctc_en.pdf>

<付2> たばこ規制枠組条約に署名をおこなった国及び地域的な経済統合のための機関
(2003年7月24日現在)

【ヨーロッパ】チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、イギリス、EU

【中東】イラン、イスラエル、クウェート、カタール、シリア、イエメン

【アフリカ】アルジェリア、ボツワナ、ブルンジ、コートジボワール、エジプト、ガンビア、ガーナ、モーリシャス、モザンビーク、セネガル、南アフリカ

【アジア】バングラデシュ、朝鮮民主主義人民共和国、モンゴル、韓国、タイ

【北米・中南米】ブラジル、カナダ、コスタリカ、ハイチ、パラグアイ、ウルグアイ

【オセアニア】マーシャル諸島、ニュージーランド、パラオ

(出典) WHO ホームページ<http://www.who.int/tobacco/fctc/signing_ceremony/countrylist/en/>